

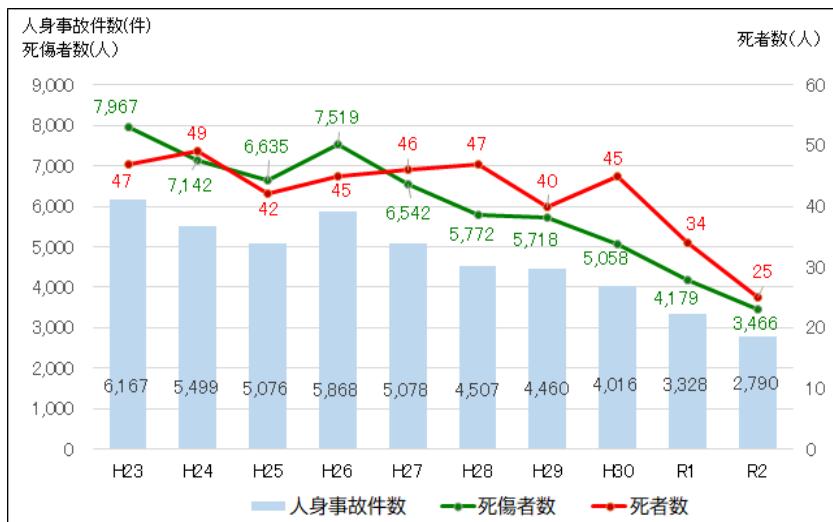
「第11次奈良県交通安全計画」の概要

1 第11次計画の概要

- 計画の性格
交通安全対策基本法(昭和45年度法律第110号)を根拠とし、国の「交通安全基本計画」に基づく交通安全に関する総合的かつ長期的な大綱。
- 計画期間
令和3年度から令和7年度までの5年間

2 奈良県の交通事故の状況と課題

人身事故件数・死者数・死傷者数の推移



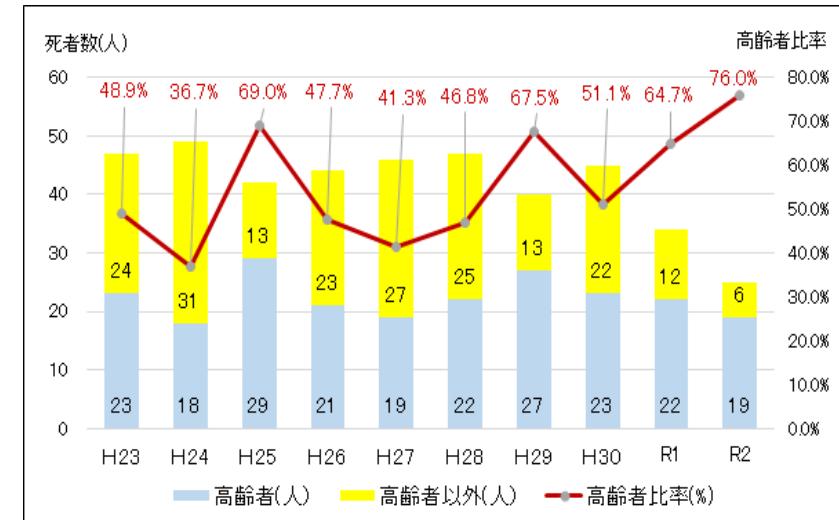
○ 現状

- 交通事故死者数、死傷者数とも着実に減少し
令和2年の死者数25人、死傷者数3,466人
※第10次計画の目標
「死者数25人」、「死傷者数4,500人」を達成

○ 主な課題

- 交通事故死者のうち高齢者比率が上昇。
(令和2年の死者のうち76.0%が高齢者)
- 通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等の一層の安全の確保。
- 生活道路等における歩行者、自転車の安全な環境の確保と遵法意識の向上。

死者数に占める高齢者の状況



3 計画の基本的な考え方

○ 交通事故のない奈良県を目指して

人命尊重の理念に基づき、交通事故被害者に思いを致し、悲惨な交通事故を根絶するため、究極的には「交通事故のない奈良県」を目指す。

○ 人優先の交通安全思想

高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を一層確保するため、「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していく。

○ 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

高齢になっても安全で安心して移動できる社会、さらに、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を構築する。

4 道路交通の安全についての目標

○ 令和7年までに交通事故死者数を限りなくゼロに近づける（20人以下を目標）。

○ 令和7年までに重傷者数を320人以下に減少させる。

- 死者数の減少につなげるため、命に関わり優先度が高い重傷者数の減少を目標とする。（重傷者：交通事故によって負傷し、1箇月（30日）以上の治療を要する者をいう。）

「第11次奈良県交通安全計画」の概要

5 重視する視点

| |
|---|
| 1 高齢者及び子供の安全確保 |
| ・高齢者の安全対策と免許返納後の移動を支える取組の推進 |
| ・通学路等や未就学児が集団で移動する経路等の歩行空間の整備等の推進 |
| 2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 |
| ・生活道路等の身近な道路における安全・安心な歩行空間の確保を図る対策の推進 |
| ・条例に基づく自転車損害賠償責任保険の加入促進と高齢者の自転車ヘルメット着用の促進 |
| 3 生活道路における安全確保 |
| ・生活道路における自動車の速度抑制と流入防止対策等の道路環境対策の推進 |
| 4 先端技術の活用推進 |
| 5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 |
| 6 地域が一体となった交通安全対策の推進 |
| ・地域における課題の解決のために、地域の行政、団体、住民等と協働した取組の推進 |

6 講じようとする施策

| | | |
|-------------|---|--|
| 道路交通環境の整備 | 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 | 通学路や未就学児など子供が日常的に移動する経路等の安全確保のため、「通学路安全プログラム」等に基づく合同点検の結果を踏まえ、道路実態に応じてハード、ソフトの両面で学校、教育委員会、道路管理者、警察、行政等関係機関が連携による対策の推進 交通事故多発エリアでの通過車両排除や車両速度抑制等のゾーン対策の推進 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 |
| | 幹線道路における交通安全対策の推進 | 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 事故発生割合の大きい幹線区間等での集中的な事故抑止対策の推進 |
| | 交通安全施設等の整備事業の推進 | 交通安全施設等の戦略的維持管理の推進 |
| | 高齢者等の移動手段の確保・充実 | 地域の移動ニーズに応じた交通サービス実現に向けて関係機関が連携した取組の推進 |
| | 自転車利用環境の総合的整備 | 交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、安全で快適な自転車利用環境の創出 |
| 交通安全思想の普及徹底 | 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | 子供の成長過程や高齢者の身体機能の変化等に応じた交通安全教育を推進 |
| | 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | |
| | 奈良県交通安全県民運動の推進 横断歩行者の安全確保のための交通安全教育や指導取り締まり等の推進 | |
| | 自転車条例に基づく自転車保険加入促進や高齢者のヘルメット着用推進、自転車利用安全五則によるルールの遵守等の啓発活動や交通安全教育の推進 | |
| | シートベルト・チャイルドシートの着用徹底と飲酒運転根絶にむけた教育と啓発の推進 | |
| 安全運転の確保 | 運転者教育等の充実 | 運転者、高齢運転者への教育の充実、高齢者の免許証を返納しやすい取組の推進 事業所等の安全運転管理対策推進と自動車運送事業者の安全対策の充実 |
| | 先進安全自動車(ASV)の普及の促進 | 安全運転支援システム搭載車の普及と理解醸成に向けた取組等の推進 |
| 車両の安全性の確保 | 交通指導取締りの強化等 | 歩行者及び自転車利用者の事故防止、事故多発路線等における重大事故防止に重点を置いた交通指導取締り、自転車利用者の交通違反への指導警告、悪質・危険な交通違反への検挙措置等の交通指導取締り等の推進 |
| 道路交通秩序の維持 | 救助・救急活動の充実 | 負傷者の救命と最小限の被害等のための救助・救急体制及び救急医療体制整備の推進 |
| 救助・救急活動の充実 | 交通事故被害者支援の充実強化 | 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 |
| 被害者支援の充実と推進 | 調査研究の充実 | 交通事故情報総合管理システムの活用等による総合的な事故分析の推進 |

7 鉄道交通の安全

| 鉄道交通の目標 |
|--------------------|
| ○ 乗客の死者数ゼロを目指す |
| ○ 運転事故全体の死者数減少を目指す |

| 考える視点 |
|------------------|
| 1 重大な列車事故の未然防止 |
| 2 利用者等の関係する事故の防止 |

講じようとする施策

- ・鉄道交通環境の整備
- ・鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ・鉄道の安全な運行の確保
- ・鉄道車両の安全性の確保
- ・救助・救急活動の充実
- ・被害者支援の推進
- ・鉄道事故等の原因究明と事故等防止
- ・研究開発及び調査研究の充実

8 踏切道における交通の安全

| 踏切道における交通の安全 |
|----------------|
| ○ 踏切事故件数ゼロを目指す |

| 考える視点 |
|---|
| それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進 ・開かずの踏切への対策や高齢者等の歩行者対策の推進 |

講じようとする施策

- ・踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等の立体横断施設の整備の促進
- ・踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ・踏切道の統廃合の促進
- ・その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置